

岡山県地方港湾審議会特別部会資料

# 水島港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和5年3月

水島港港湾管理者

岡山県



本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき

- ・平成18年 5月 岡山県地方港湾審議会
- ・平成18年 7月 交通政策審議会第18回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成22年 1月 岡山県地方港湾審議会
- ・平成22年 3月 交通政策審議会第37回港湾分科会
- ・平成24年 6月 岡山県地方港湾審議会
- ・平成24年 7月 交通政策審議会第49回港湾分科会
- ・平成25年12月 岡山県地方港湾審議会
- ・平成27年 1月 岡山県地方港湾審議会
- ・平成28年10月 岡山県地方港湾審議会
- ・平成28年11月 交通政策審議会第65回港湾分科会
- ・令和 元年10月 岡山県地方港湾審議会
- ・令和 3年10月 岡山県地方港湾審議会

の議を経た水島港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

## 目 次

変更理由 .....	1
港湾施設の規模及び配置 .....	2
1 公共埠頭計画 .....	2
2 専用埠頭計画 .....	2
土地造成及び土地利用計画 .....	3
1 土地利用計画 .....	3

## 変更理由

官公庁船の新規配備に対応するため、玉島地区において専用埠頭計画を追加する。また、専用埠頭計画の追加に伴い、玉島地区において公共埠頭計画を変更する。

土地需要の変化に対応するため、玉島地区において、土地利用計画を変更する。

## 港湾施設の規模及び配置

### 1 公共埠頭計画

#### 1-1 玉島地区

専用埠頭計画の追加に対応するため、公共埠頭を次のとおり変更する。

水深 4 m 物揚場 延長 5 8 3 m [既設の変更計画]

( 既設  
水深 4 m 物揚場 延長 6 5 3 m )

なお、これに伴い、水深 4 m 物揚場 延長 7 0 mを廃止する。

### 2 専用埠頭計画

#### 2-1 玉島地区

官公庁船の新規配備に対応するため、専用埠頭を次のとおり計画する。

小型栈橋 1 基 [新規計画]

## 土地造成及び土地利用計画

### 1 土地利用計画

土地需要の変化に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、玉島地区の土地利用計画を次のとおり変更する。

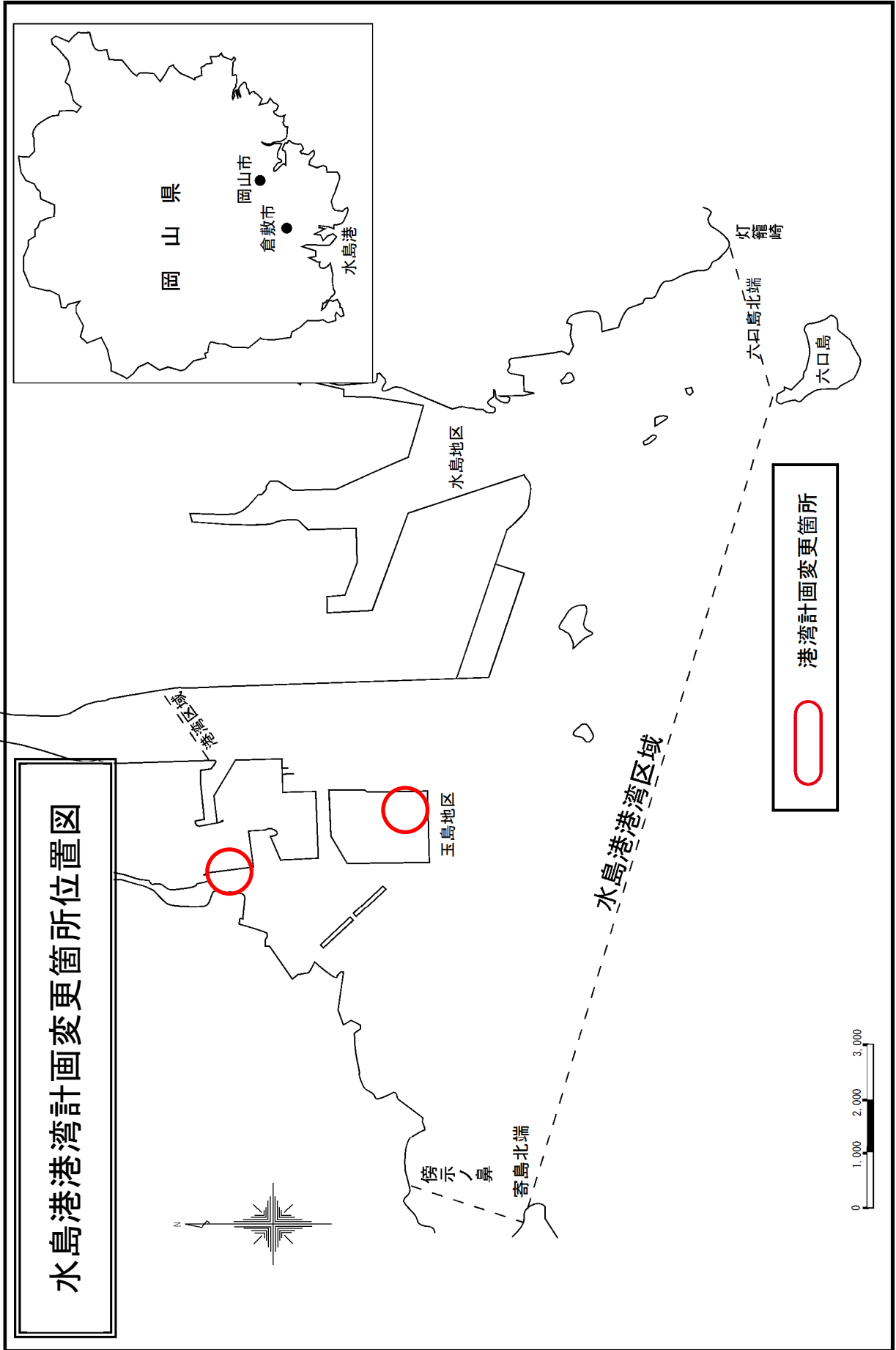
(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	合 計
玉島 地区	(114) 114	(59) 59	(293) 293	18	(18) 18	(54) 54	(538) 556

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

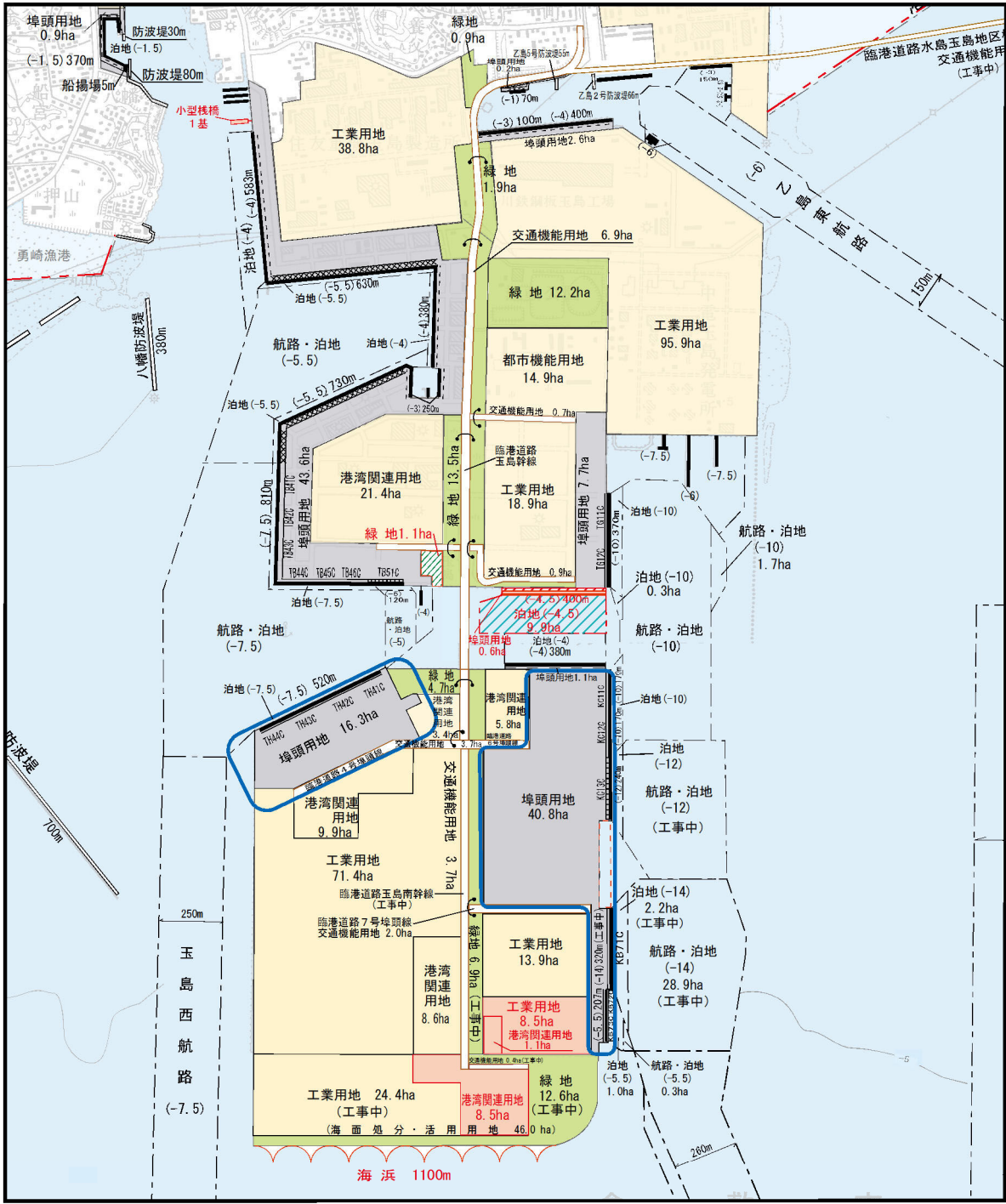
注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

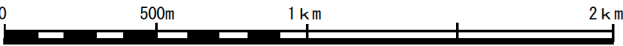




# 水島港港湾計画図



S=1:25,000



凡		例	
	航路、泊地、航路・泊地		埠頭用地
	外郭施設		緑地
	公共岸壁		臨港道路
	物資補給岸壁		その他の用地
	公共耐震強化岸壁		公共船揚場
	公共物揚場		海浜
	ドルフィン		将来構想
	小型棧橋		効率的な運営を特に促進する区域 (港湾運営会社)